

朝日新聞社編集部門ソーシャルメディア・ガイドライン

2018年4月19日
ソーシャルメディア委員会

デジタル社会の進展やテクノロジーの進化にともない、市民一人ひとりが情報を発信・共有できるソーシャルメディア(※1)の利用が急速に進んでいます。一方で、フェイクニュースやデマなどもソーシャルメディア経由で拡散しています。ジャーナリズムの担い手として社会の課題を共有し、多角的な視点でともに解決策を探るメディアへの進化を目指す朝日新聞社は、編集部門を中心に、報道の一環としてソーシャルメディアを積極的に利用していきます。その円滑な運用のためにこのガイドラインを定めます。

私たちはソーシャルメディアを下記の場合と考えています。

情報を伝え、届ける / 取材・意見交換をする / 朝日新聞社、朝日記者のファンを増やす

これらの活動を行う編集部門の記者は、従業員就業規則や朝日新聞記者行動基準など朝日新聞社が定めた各種規定に従います。記者行動基準は特に、「記者の責務」「独立と公正」「人権の尊重」「読者への説明」の4点を「基本姿勢」とし、「特定の個人や勢力のために取材・報道をしてはならず、独立性や中立性に疑問を持たれるような行動をとらない」と定めています。ソーシャルメディアでは意図しない形での情報拡散や批判も容易に起きます。「社会的意見表明や政治的発言」といった言論活動は記者行動基準などを常に念頭に置いてください。

【1】基本姿勢

ソーシャルメディアを利用する場合は、アカウントの公私の別や社名使用の有無、また個人運営かグループ運営かによらず、以下の点を厳守してください。匿名でも、過去の発信内容や交流相手などから本社関係者であることが特定されることがあるので注意してください。また既存アカウントの過去の投稿内容にも十分注意し、必要に応じて適切な対応をしてください。

1. 他人や企業・団体をおとしめたり、誹謗中傷につながったりする発信はしない
2. 朝日新聞記者として高い倫理観を持ち、記者や新聞社の公正性を損なう発信はしない
3. 紙面などに載せられないような、常識や品位のない内容(写真なども含む)や口調の発信は避ける
4. 誤りがあった場合はすみやかに訂正し、必要な場合は謝罪する
5. 情報源など職務上知り得た秘密や、取材先との信頼関係にかかわる内容は書かない
6. 朝日新聞社を含む、第三者の著作権を侵害しない
7. 個人情報情報の漏洩につながる発信はしない

【2】運用面での留意点

具体的には、下記の点に留意してください。

1. ツイッターのリツイートや、フェイスブックのシェア、「いいね」などの行為が誤解を招く場合があるので、朝日新聞社の公正性が疑われることがないように十分に注意する
2. ソーシャルメディア上のあらゆる言動は公開される可能性があることを前提に考え、「私たちは見られている」とつねに意識する
3. ソーシャルメディアを取材に活用する場合、取材情報が漏れることがないようにプライバシー設定などに十分に注意する
4. 担当外のことに言及する発信は不適切な内容にならないよう特に注意するとともに、担当者への配慮や敬意を欠いた投稿はしない

5. ソーシャルメディアへの投稿内容が、本社記事などの価値を損なうことがないように、掲載・配信前の記事内容の予告などは、デスクら上司と相談し、了解を得てから行う

【3】積極的な活用

以上を十分に理解した上で、記者は下記のようにソーシャルメディアを活用できます。

1. 朝日新聞デジタルなど本社媒体に掲載された記事などを個人やグループのソーシャルメディアアカウントで広く拡散する
2. 取材先がソーシャルメディアを使っている場合、記事が配信されたことを知らせ、可能であれば拡散を依頼する
3. 目の前で起きていることなど、ニュース価値のある内容の投稿をする
4. ソーシャルメディアを使って取材先に連絡を取ったり、意見を集めたりする

【4】ソーシャルメディア記者

ソーシャルメディアでの専門的な情報発信を担う記者として、所属長が推薦し、ソーシャルメディア委員会(※2)が認めた「ソーシャルメディア記者」を置きます。ソーシャルメディア記者は、ソーシャルメディア上の「朝日新聞社の顔」として、下記の活動にも努力します。ソーシャルメディア記者のリストは、朝日新聞デジタルに掲載して公開します。

1. 記事をより多くの人に読んでもらえるよう、専門知識に基づくコメントを付けるなどして発信する
2. 記者ならではの視点で、読者の共感を呼ぶ現場や職場の舞台裏、記事の背景などを紹介する
3. 本社として特に薦めたい記事を、リツイート、シェアなどの形で拡散する
4. 社外から異論や反論が寄せられた場合、丁寧に受け止めるとともに、専門知識を生かしながら、可能な範囲でやり取りして本社の報道・評論が読者や社会に理解されるようにする

【5】研修など

記者向けにオンライン研修を用意します。ソーシャルメディアを活用する記者は受講してください。所属長やソーシャルメディアエディターは、記者のアカウントを把握するとともに、発信に対して社内外から寄せられた意見を、必要に応じて記者に伝えたり、追加の研修を行ったりします。また本ガイドラインに抵触する行為が認められる場合、本社は、当該行為者に対して是正、利用停止等を命じるほか、従業員就業規則等に基づく処罰等の措置をとることがあります。

■ 朝日新聞社の公式見解について

記者やグループのアカウントが発信する情報は、朝日新聞社の公式見解や発表ではありません。個々のアカウントに見解をお尋ねいただいても、お答えできない場合があります。朝日新聞社の公式な見解・発表は、朝日新聞の紙面やコーポレートサイト(<http://www.asahi.com/corporate/>)、プレスリリース、広報部のツイッターアカウントなどで行っています。

※1 ソーシャルメディアは、インターネット上で多数を相手に情報を発信・対話できるものを広く含みます。具体的には、ツイッターやフェイスブック、ユーチューブ、インスタグラム、グーグル+などがあります。LINE についてはルールを別に定めています。

※2 ゼネラルマネジャー(GM)を委員長とし、4 本社の編集局長らで構成します。ソーシャルメディア委員会は、私的利用も含む編集部門のソーシャルメディア利用全般を所管します。委員会の下に「ソーシャルメディアエディター」を置きます。